

【台湾】宅配員権利・利益保障及びプラットフォーム管理法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

* 2026 年 7 月、宅配サービスに従事する宅配員の権利等を保障し、プラットフォーマーによる搾取の防止、宅配員の保護を義務付け、罰則を定める法律が、関係規則と共に施行された。

1 背景と経緯

台湾では、既に消費者の約 8 割が、フードデリバリー等の宅配サービスのプラットフォームでサービスを利用するなど、新しい宅配サービス産業が急速に拡大し、これに伴い、宅配員の数が増加し、2019 年の 4.5 万人から、2022 年には 14.5 万人に達した。一方で、プラットフォームの運営企業（宅配プラットフォーマー）の市場寡占が進み、宅配員の労働条件の恣意的な引き下げも起きているとされる¹。これら宅配サービスにおける宅配員、宅配プラットフォーマー、提携出店者及び消費者間の権利・義務関係は、一般的な雇用とは異なる部分が多く、複雑であるため、これを統一的に規制する法律が必要と考えられるようになった。2024 年以降、宅配員の権利保護等を詳しく定める法律案が、立法委員及び行政院から立法院に提出された。立法院では、2025 年 11 月の公聴会²等を経て、法律案が一本化され、2026 年 1 月 6 日、宅配員権利・利益保障及びプラットフォーム管理法³（以下「本法」）が同院で可決、同月 21 日に公布され、その 6 か月後の同年 7 月 21 日に施行された。また、本法を補うため、関係部門による本法施行細則⁴等の関係規則も併せて整備された。

2 本法の概要

(1) 適用対象

本法は、主に宅配プラットフォーマーと宅配員の間に雇用関係がない場合について定める。雇用関係がある場合は、本法の一部規定（第 4 条第 5 項、第 10 条及び第 21 条～第 25 条）のみ適用され、権利保障等に関する事項は、労働基準法⁵等の規定による（第 1 条）とされた。

(2) 定義

宅配員とは、宅配プラットフォーマーと宅配サービス契約を交わしたサービス従事者をいい、宅配プラットフォーマーとは、インターネットで取引を行うプラットフォームを運営し、提携出店者が販売する商品又は消費者が購入する商品を提供し、注文を宅配員に提供する業者をいう（第 3 条）とされた。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 7 月 13 日である。台湾の法令の原文及びその制定理由等は「全國法規資料庫」<<https://law.moj.gov.tw/>> から、立法院の会議録である『立法院公報』の内容は「立法院議事暨公報資訊網」<<https://ppg.ly.gov.tw/ppg/>> から、それぞれ閲覧した。

¹ 「外送員權益保障及外送平臺管理法—完成三讀—（後接第二冊）」『立法院公報』115 卷 6 期一冊, 2026.1.20, pp.77-82; 「社會福利及衛生環境委員會會議舉行「外送平台管理暨從業人員權益保障法草案」及「外送員權益保障及外送平臺管理法草案」公聽會」『立法院公報』114 卷 92 期, 2025.11.25, pp.325-419.

² 「社會福利及衛生環境委員會會議舉行「外送平台管理暨從業人員權益保障法草案」及「外送員權益保障及外送平臺管理法草案」公聽會」 同上

³ 「外送員權益保障及外送平臺管理法」總統華總一義字第 11500005941 號。全 28 か条から成る。

⁴ 「外送員權益保障及外送平臺管理法施行細則」2026 年 6 月 26 日公布、同年 7 月 21 日施行。勞動部勞動關 2 字第 1150142510 號。

⁵ 「労働基準法」2024 年 7 月 31 日公布・施行。總統華總一義字第 11300068311 號。

(3) 宅配サービスの契約等に関する規定

中央の主管機関⁶は、宅配プラットフォームと宅配員との間の宅配サービス契約における重要な権利・義務について、要記載事項等の定型を作成・公開する⁷（第4条）。宅配員に給付される基本報酬は、最低賃金法に定める最低時給⁸の1.25倍相当額及び注文1件当たりの最低保証額である45新台湾ドル⁹を下回ってはならない（第5条）とされた。

宅配プラットフォームは、注文を提供する宅配員に対し、報酬見積額等の重要情報を告知しなければならない（第6条）、宅配サービス従事時の宅配員に個人情報保護法¹⁰等の重大な違反等があった場合に限り、契約を終了できる（第7条）とされ、宅配員が契約条件等に関する異議申立てを行う制度を構築することも義務付けられた（第9条）。宅配員は、宅配プラットフォームの虚偽の意思表示により損害を被るおそれがある等の場合、契約を終了することができ、宅配プラットフォームは、これに経済的補償をしなければならない¹¹（第8条）。

(4) 宅配プラットフォームの宅配員保護義務に関する規定

宅配員を守るため、宅配プラットフォームの義務として、宅配員に対するオンライン待機の強制¹²及び注文の受注を断った宅配員等に対する不利益取扱い等の禁止（第11条）が定められた。また、宅配員の事故によるリスクを減らすため、団体傷害保険等への宅配員の加入（第10条）、労働災害保険に加入する宅配員の保険料の負担（第12条）、自然災害のため政府機関が業務を停止した地域での営業停止及び宅配員等への通知（第15条）も定められた。

さらに、労働災害の発生から8時間以内の労働検査機関¹³への通報及び事後の事故調査（第21条）、新規の宅配員に対する交通安全、食品衛生等に係る教育訓練及び宅配員全体に対する毎年一定時間の教育訓練（第22条）、宅配サービス中に重大な交通違反があった宅配員に対する運送に係る安全講習の実施（第23条）等も定められた。

このほか、宅配員数、報酬等の中央の主管機関への定期報告（第17条）、消費者に関わる情報（商品購入の内容、価格等）、提携出店者に関する情報（宅配提携契約¹⁴等）、宅配員に関する情報（宅配サービス契約等）の最低2年以上の保存（第18条～第20条）も定められた。

(5) 罰則等

本法に違反する宅配プラットフォームの行為等に対する処罰を定め（第24条）、主管機関等は、過料に処した宅配プラットフォームの責任者の氏名、過料額等を公表する（第25条）。このほか、宅配プラットフォームが宅配サービス業務を第三者に委託し、第三者と宅配員の間で宅配サービス契約を締結する場合、当該第三者には、本法第4条～第12条、第15条～第17条及び第20条～第23条並びに関係罰則規定が適用されること（第26条）等が定められた。

⁶ 本法にいう主管機関は、中央は労働部（部は日本の省に相当）、地方は直轄市又は県（市）の政府を指す（第2条）。

⁷ 定型には、報酬の計算及び支給方法、宅配サービス契約の終了、異議申立制度等の事項が含まれ（第4条第2項）、定型に反する契約は無効とされる（同条第3項）。また、宅配プラットフォームは、宅配サービス契約の成立後7日以内に契約書類を宅配員に提出することも定められた（同条第5項）。

⁸ 最低賃金法（「最低工資法」2023年11月27日公布、2024年1月1日施行。總統華總一義字第11200112981號）に基づき、毎年の最低賃金（月給及び時給）を最低賃金審議会が審議し、行政院が公布する。

⁹ 1新台湾ドルは、約5.01円（令和8年7月報告省令レート）。

¹⁰ 「個人資料保護法」2025年11月11日公布、施行日未定。總統華總一經字第11400114521號。

¹¹ 本条に基づき、補償支給の基準、期間、方法を定める労働部規則が制定された。「外送員終止外送服務契約經濟補償辦法」2026年6月26日公布、同年7月21日施行。勞動部勞動關2字第1150142541號。

¹² 宅配員の「つながらない権利」を保障するため、注文を受注できる時間帯を強制的に設定することを禁じる。

¹³ 労働基準、労働安全衛生に係る検査等のため、労働部、直轄市政府等が置く労働検査処等の機関を指す。

¹⁴ 宅配プラットフォーム及び提携出店者の間での、商品提供、代金支払等の権利・義務に関する契約（第3条）。